

平成三十年政令第三百三十六号

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律施行令

内閣は、地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律（平成三十年法律第一百一号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱い）  
第一条 地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する規定等の取扱い

公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）第二十二条第三項	公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）第二十二条第三項	（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙管理委員会が定める日（以下この項において「告示日」という。）の前日）
公職選挙法第四十六条の二第二項及び第八十六条の四第七項	公職選挙法第四十六条の二第二項及び第八十六条の四第七項	（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙管理委員会が定める日（以下この項において「告示日」という。）の前日）
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十七条第一号	公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十七条第一号	（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙管理委員会が定める日（以下この項において「告示日」という。）の前日）
（署名収集の禁止期間の取扱い）	（署名収集の禁止期間の取扱い）	（署名収集の禁止期間の取扱い）
第二条 法第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙に係る地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第九十二条第四項（第一号に係る部分に限り、同令第九十九条、第一百十条、第一百六条、第一百二十一条、第二百十二条の二、第二百十二条の四、第二百十三条の一、第二百十四条の二、第二百十五条の二、第二百十六条の三及び第二百十七条の二並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）第三条第一項において準用する場合を含む。）及び市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第二条第四項（同令第十四条（同令第二十九条において準用する場合を含む。）及び第二十八条において準用する場合を含む。）及び第二十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「任期満了の日」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律（平成三十年法律第一百一号）第一条第一項に規定する選挙の期日」とする。	第二条 法第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙に係る地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第九十二条第四項（第一号に係る部分に限り、同令第九十九条、第一百十条、第一百六条、第一百二十一条、第二百十二条の二、第二百十二条の四、第二百十三条の一、第二百十四条の二、第二百十五条の二、第二百十六条の三及び第二百十七条の二並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）第三条第一項において準用する場合を含む。）及び市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第二条第四項（同令第十四条（同令第二十九条において準用する場合を含む。）及び第二十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「任期満了の日」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律（平成三十年法律第一百一号）第一条第一項に規定する選挙の期日」とする。	
第三条 前条の規定は、次に掲げる法第一条第一項において準用する場合を含む。）、第三十四条第六項又は第二百九十三条第三項の規定により告示した期日	第三条 前条の規定は、次に掲げる法第一条第一項において準用する場合を含む。）、第三十四条第六項又は第二百九十三条第三項の規定により告示した期日	第三条 前条の規定は、次に掲げる法第一条第一項において準用する場合を含む。）、第三十四条第六項又は第二百九十三条第三項の規定により告示した期日
（告示日の前日に	（告示日の前日に	（告示日の前日に
（地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項に規定する選挙の期日）	（地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項に規定する選挙の期日）	（地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項に規定する選挙の期日）

第二条 法第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙に係る地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第九十二条第四項（第一号に係る部分に限り、同令第九十九条、第一百十条、第一百六条、第一百二十一条、第二百十二条の二、第二百十二条の四、第二百十三条の一、第二百十四条の二、第二百十五条の二、第二百十六条の三及び第二百十七条の二並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）第三条第一項において準用する場合を含む。）及び市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第二条第四項（同令第十四条（同令第二十九条において準用する場合を含む。）及び第二十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「任期満了の日」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律（平成三十年法律第一百一号）第一条第一項に規定する選挙の期日」とする。

第三条 前条の規定は、次に掲げる法第一条第一項において準用する場合を含む。）、第三十四条第六項又は第二百九十三条第三項の規定により告示した期日

第三条 前条の規定は、次に掲げる法第一条第一項において準用する場合を含む。）、第三十四条第六項又は第二百九十三条第三項の規定により告示した期日

一 平成三十一年三月三十日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前六十一日に当たる日又は同年二月十九日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日前九十日以内に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了による選挙について法第一条第二項後段の規定による告示がなされたものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）

二 平成三十一年三月三十日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前六十一日に当たる日又は同年二月十九日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日前九十日以内に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了による選挙について法第一条第二項後段の規定による告示がなされたものを除く。）の長の任期満了による選挙に限る。）

三 平成三十一年三月三十日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前六十一日に当たる日又は同年二月十九日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前九十日以内に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了による選挙について法第一条第二項後段の規定による告示がなされたものを除く。）の長の任期満了による選挙に限る。）の規定は、法第一条第一項に規定する都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年二月十九日」とあるのは、「同年二月五日」と読み替えるものとする。

（法第一条第二項後段の規定による告示をした場合の取扱い）

第四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び市区町村の選挙管理委員会は、法第一条第二項後段の規定による告示をした場合には、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

附 則  
この政令は、公布の日から施行する。